

平成 30 年 11 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.51 相続法改正 自筆証書遺言の方式緩和等



2018 年 7 月 6 日、約 40 年ぶりに民法の相続分野の法律を見直す法案が成立しました。遺言制度の見直し（自筆証書遺言の方式緩和等）、配偶者居住権の創設（配偶者保護）、仮払い制度等の創設（相続人の利便性）、遺留分制度の見直し等が主な改正点ですが、今回は、遺言制度の見直しについてみていきたいと思います。

自筆証書遺言の方式緩和 (2019 年 1 月 13 日施行)

遺言書には、公証役場で公証人が作成する公正証書遺言と自分で遺言書を作成する自筆証書遺言があります。今回の改正では、公正証書遺言よりもトラブルが多いとされている自筆証書遺言の方式が緩和され、より使いやすい制度に改正されました。

財産目録はパソコンで OK

自筆証書遺言は、遺言者が、その全文、日付、署名をすべて自分で書かなければなりません。例えば、財産に不動産があると、その不動産を特定するために「登記事項証明書」に記載されている内容を正確に書かなければならず、（現住所では特定できないことが多い）、遺言者にとっては負担が大きく利用しづらいものになっています。改正後は、財産目録はパソコンで作成してもよいということになりました。ただし、目録のページ毎に、（両面の場合はその両面に）署名・押印は必要です。また、施行日前に作成された自筆証書遺言には、上記の規定は適用されませんので、ご注意ください。



財産目録は
パソコンで OK!

法務局での遺言書保管制度が創設 (2020 年 7 月 10 日施行)

自筆証書遺言は、自分で保管しなければならず、遺言書の紛失や改ざんが行われる可能性もあります。改正後は、法務大臣が指定する法務局（遺言者の住所地、本籍地、不動産の所在地のなかから遺言者が選択できる）が遺言書を保管してくれることとなります。遺言書の保管事務は、遺言書保管官（法務局または地方法務局長が指定）が行い、遺言者は、生存中であれば、いつでも遺言書の保管の申請及び撤回を行うことができます。遺言者の死亡後

は、相続人等が保管官に対し、遺言内容を記載した遺言書情報証明書の交付を請求することができます。



遺言書を
お預りいたします

自筆証書遺言の方式緩和と法務局での遺言書保管制度の創設は、施行日が異なりますのでご注意ください。

家庭裁判所での検認が不要

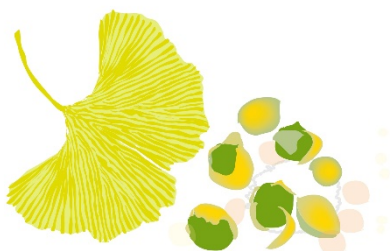
自筆証書遺言は、発見された時点で、相続人等が家庭裁判所へ遺言書を持参し、法律で定められた方式を満たしているかを判断してもらう必要があります。検認手続きには、1ヵ月程度かかり、その間、相続手続きが行えない状況になってしまいます。自筆証書遺言の大きなデメリットです。今回の改正で、法務局に保管される遺言書については、この検認手続きが不要になりました。

公正証書遺言は不要になる？

改正後は、自筆証書遺言を作成し、法務局で保管する人が増えると思われれます。では、作成時に専門家に相談し、高い費用を払って公証役場で作成する公正証書遺言は不要になるのでしょうか？確かに法務局は、遺言書が法律の定める様式に従っているかを確認してくれますが、あくまでも保管に必要な範囲内のことです。遺言の内容が単純なものであったとしても、争族にならないように一部の相続人の遺留分を侵害していないか、遺言執行者の指定がなされているか、遺言者よりも相続人が先に亡くなった場合はどうするのか等、一般の人には気づきにくいリスクもあります。また、自分の死後に遺言作成時の判断能力が疑われる可能性もあります。（公正証書遺言は証人2人必要）自筆証書遺言を作成するのか、公正証書遺言を作成するのか、ケースバイケースで選択されたらよいと思いますが、相続人間での争いが生じないように、専門家に相談のうえ、作成されるのがよいと思います。

今年度の情報発信は今号で終了です。最後までお読みいただき、ありがとうございました。平成31年（途中で元号が変わりますね）が、皆様にとって素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生



〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)
TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204
URL <http://suzuki-gyousei-office.com>
E-mail info@suzuki-gyousei-office.com